

「上尾市子ども・子育て会議」の概要

1 概 要

子ども・子育て支援法第72条第1項及び児童福祉法第8条第3項に規定する審議会その他の合議制の機関として、上尾市子ども・子育て会議条例に基づき設置された会議。

2 内 容

(1) 上尾市子ども・子育て会議

① 所掌事務

- 子ども・子育て支援法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するもので、同法の規定により次のアからエまでに掲げる事項について調査審議をする。
 - ア **特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所のうち、施設型給付費の支給対象となる施設）**の利用定員の設定に関すること。
 - イ **特定地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業のうち、地域型保育給付費の支給対象となる事業）**の利用定員の設定に関すること。
 - ウ **子ども・子育て支援事業計画**の策定又は変更に関すること。

子ども・子育て支援事業計画とは、国が定めた「基本指針」に即して、5年を1期として、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施について定める計画をいう

- エ 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議する。
- 上記のほか、市長の諮問に応じ、児童の福祉に関する事項を調査審議する。

② 組織及び任期

- 20人以内の委員で組織する。委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - ア 市議会の議員
 - イ 保護者
 - ウ 労働者を代表する者
 - エ 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
 - オ 子ども・子育て支援又は子どもの貧困対策に関し学識経験のある者
 - カ 子ども・子育て支援又は子どもの貧困対策に係る団体を代表する者
 - キ 関係行政機関の職員
- 委員の任期は、2年とするが、委嘱された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

3 その他

本年度は2～3回の会議を開催予定。